中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について

（概要）

本運用は、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする方法等を定めたものである。

別途調達経費が必要となる場合とは、次の場合を想定している。

イ．調達検討資材の代替資材を調達した場合

ロ．調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

ハ．調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

１．目的

本運用は、都市整備局が発注する工事において、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材の代替資材の調達や流通経路の見直し等により追加で必要となる内容について設計変更を行うに当たり、必要な手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

２．調達検討資材

調達検討資材は、下記に定める建設資材とする。ただし、設計変更の協議対象は、購入する前の調達検討資材に限る。

〇塗料

・錆止め塗り・SOP 塗り・EP 塗り・DP 塗り・CL 塗り・合成樹脂エマルションシーラー

・電線管 塗装(厚鋼電線管)・電線管 塗装(ねじなし電線管)・露出ボックス 塗装

〇防水材

・屋根アスファルト防水・屋内アスファルト防水・防水入隅処理・シーリング

・合成高分子系ルーフィングシート防水・塗膜防水・伸縮目地・成形緩衝材

・建具周囲シーリング

〇断熱材

・壁ポリスチレンフォーム板（打込み）・壁ポリスチレンフォーム板（接着）

・ウレタンフォーム・フェノールフォーム・ポリスチレン保温材

〇硬質ポリ塩化ビニル管

・硬質ポリ塩化ビニル管とい・給水管、排水管など・屋外排水桝（小口径塩ビ桝）

〇構造用合板

・構造用合板

なお、上記以外の資材については、受注者において、供給の偏りや目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材であることについて製造者等による証明が可能な場合にのみ、協議を申し出ることができる。

３．別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。ただし、労務費、機械器具費及び仮設材費は対象としない。また、材料費に連動する専

門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

（１）調達検討資材の代替資材を調達した場合

（２）設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

４．手続き

（１）既契約工事においては、受発注者間で協議の上、調達検討資材を設定すること。

（２）受注者は、別途調達経費が必要となる資材を購入しようとする場合、当該資材を購入する前に、次の書類を監督職員に提出すること。

イ．「調達検討資材に関する協議書（様式１）」

ロ．当初見積価格及び時期が確認できる見積書等の写し

ハ．調達検討資材の調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写し

ニ．実購入先を含まない２社以上の見積書の写し

なお、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。また、下請負人等が購入する場合は、当該下請負人等が徴取した見積書の写しで差し支えない。ただし、施工体制台帳等により当該下請負人等がその工事に従事していることを別途確認できることとし、必要に応じて追加の資料を求めることがある。

（３）受注者は、設計変更に際し、「調達検討資材に関する実施報告書（様式２）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票及び見積書、請求書等（以下「証明書類」という）を監督職員に提出する。

（４）受注者は、代替資材を調達する場合、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員に提出する。

（５）代替資材を調達する場合、発注者等との協議など、通常の設計変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。

（６）妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

（７）本運用による設計変更を行った部分は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

（８）供給の偏りや流通の目詰まり等に伴い、工期の変更が必要となる場合は、適切に変更を行う。

（９）受注者に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

５．積算方法

（１）設計変更を行う対象数量

・設計図書に基づき計上される数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路では円滑な調達が困難となっている期間に調達した調達検討資材を使用する数量を、設計変更の対象数量とする。（様式２における「数量内訳書【参考】のうち調達検討資材を使用する数量」）

（２）設計変更に用いる単価

・受注者が提出した証明書類に記載された購入価格等をもとに算出した材料単価を使用するものとする。

・設計変更前の本市の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に算定する。ただし、客観的かつ合理的に材料価格のみを算出・分離することが困難な場合は、受注者が提出した証明書類に記載された購入価格等を参考に算出するものとする。
・客観的かつ合理的に材料価格のみを算出・分離することが困難な場合は、４．（２）で提出した様式１に記載する調達検討資材に応じた材工一式の見積書をもとに算出する。ただし、当該見積書は材料費以外の価格の変更が含まれていないことを確認できるものとする。

（３）別途調達経費の算出方法
・（２）で算出した単価に（１）の対象数量を乗じて求める。

６．適用

令和８年10月１日

（既契約工事を含み、受発注者間で協議が整ったものについて適用する。）